

議案第76号

勝山市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

勝山市個人番号カードの利用に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

個人番号カードを印鑑登録証として利用するために必要な規定を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で定める事務)

第2条 法第18条第1号の条例で定める事務は次のとおりとする。

(1) 印鑑登録証明書を交付する事務

(利用手続)

第3条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを利用して前条に掲げる事務に係るサービスを利用しようとするときは、自ら市長に対し個人番号カードを提示して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該サービスを利用するために必要な事項を電磁的方法により記録するものとする。

3 前項の規定により個人番号カードに記録を受けた者が、当該記録した事項の変更又は廃止を行おうとするときは、自ら市長に対し個人番号カードを提示して申請しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。